

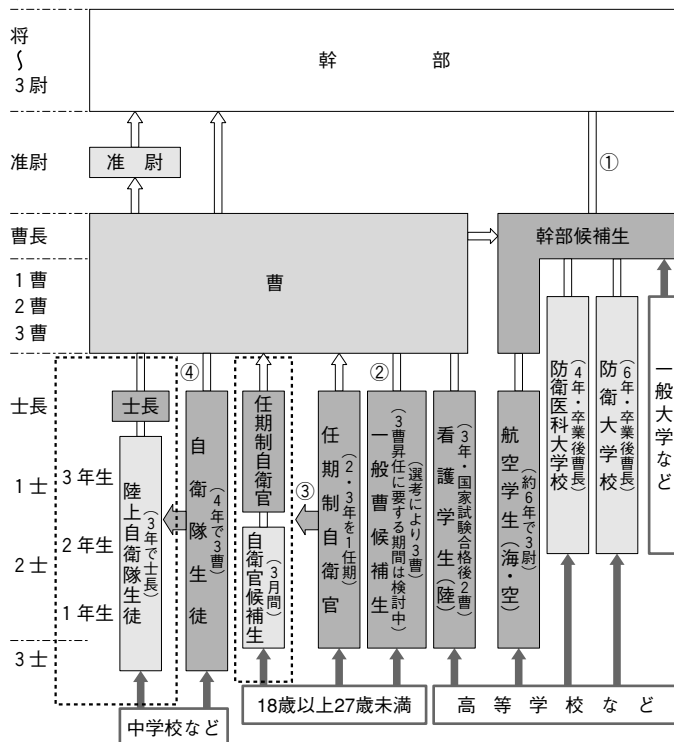
資料60 防衛省職員の内訳

(2009. 3. 31現在の定員)

防衛省職員	特別職	防衛大臣			
		防衛副大臣			
		大臣政務官（２人）			
		定員内	大臣秘書官		
			自衛隊の隊員	事務次官	
				防衛参事官等	541人
				事務官等	22,142人
		自衛官		248,647人	
		定員外		即応予備自衛官	8,408人
			予備自衛官	47,900人	
			予備自衛官補	3,920人	
			防衛大学校学生		
			防衛医科大学校学生		
	非常勤職員				
一般職	定員内	事務官等	32人		
	定員外	非常勤職員			

資料62 自衛官の任用制度の概要

〈階級〉



- (注) 1 医科歯科幹部候補生は、医師、歯科医師国家試験に合格し、所定の教育訓練を修了すれば、2尉に昇任。
 2 19年度の採用までは、一般曹候補生と曹候補士を一本化。
 3 現在「自衛官候補生」の身分新設（非自衛官化）のための自衛隊法の改正に取り組んでいるところ。
 4 通信教育等により生徒教育3年修了時までに高等学校卒業資格を取得。現在「生徒」の身分新設（非自衛官化）のための自衛隊法の改正に取り組んでいるところ。
 5 ➡：採用試験、⇨：試験または選考

資料61 自衛官の定員及び現員

(2009. 3. 31現在)

区 分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部等	合 計
定 員	152,212	45,585	47,138	3,368	248,303
現 員	140,251	42,431	43,652	2,202	228,536
充 足 率 (%)	92.1	93.1	92.6	65.4	92.0

区 分	非 任 期 制 自 衛 官				任期制自衛官
	幹 部	准 尉	曹	士	士
陸 自	24,605	3,245	86,277		38,085
海 自	9,425	885	24,406		10,869
空 自	9,417	845	25,378		11,498
現 員	41,785 (1,703)	4,810 (13)	137,158 (5,670)	19,223 (1,131)	25,560 (2,650)
充 足 率 (%)	96.1	96.7	100.8		74.1

- (注) 1 () は女子で内数
 2 定員数は予算定員

資料63 自衛官の階級と定年年齢

階 級	略 称	定年年齢
陸将・海将・空将	将	60歳
陸将補・海将補・空将補	将補	
1等陸佐・1等海佐・1等空佐	1 佐	56歳
2等陸佐・2等海佐・2等空佐	2 佐	55歳
3等陸佐・3等海佐・3等空佐	3 佐	
1等陸尉・1等海尉・1等空尉	1 尉	
2等陸尉・2等海尉・2等空尉	2 尉	54歳
3等陸尉・3等海尉・3等空尉	3 尉	
准陸尉・准海尉・准空尉	准尉	
陸曹長・海曹長・空曹長	曹長	
1等陸曹・1等海曹・1等空曹	1 曹	53歳
2等陸曹・2等海曹・2等空曹	2 曹	
3等陸曹・3等海曹・3等空曹	3 曹	
陸士長・海士長・空士長	士長	—
1等陸士・1等海士・1等空士	1 士	
2等陸士・2等海士・2等空士	2 士	
3等陸士・3等海士・3等空士	3 士	

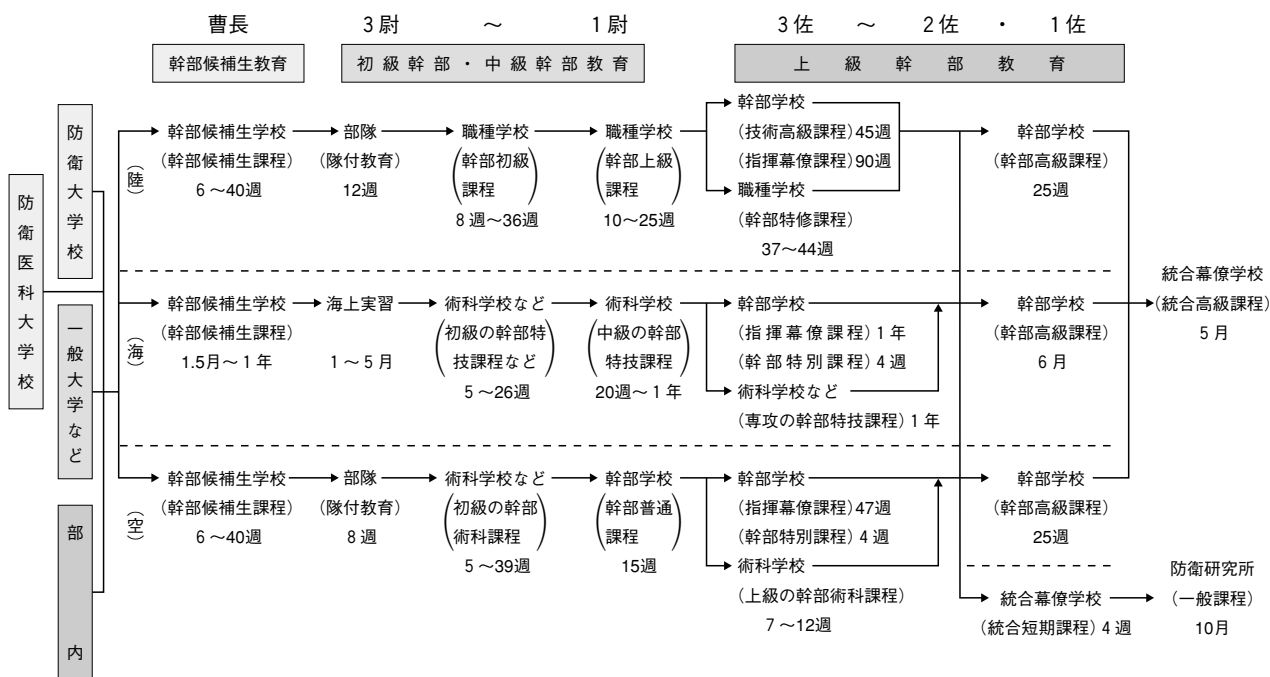
- (注) 1 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長または航空幕僚長の職にある陸将、海将または空将である自衛官の定年は、年齢62歳
- 2 医師、歯科医師または薬剤師である自衛官、音楽などの職務にたずさわる自衛官の定年は、年齢60歳

資料64 予備自衛官などの制度の概要

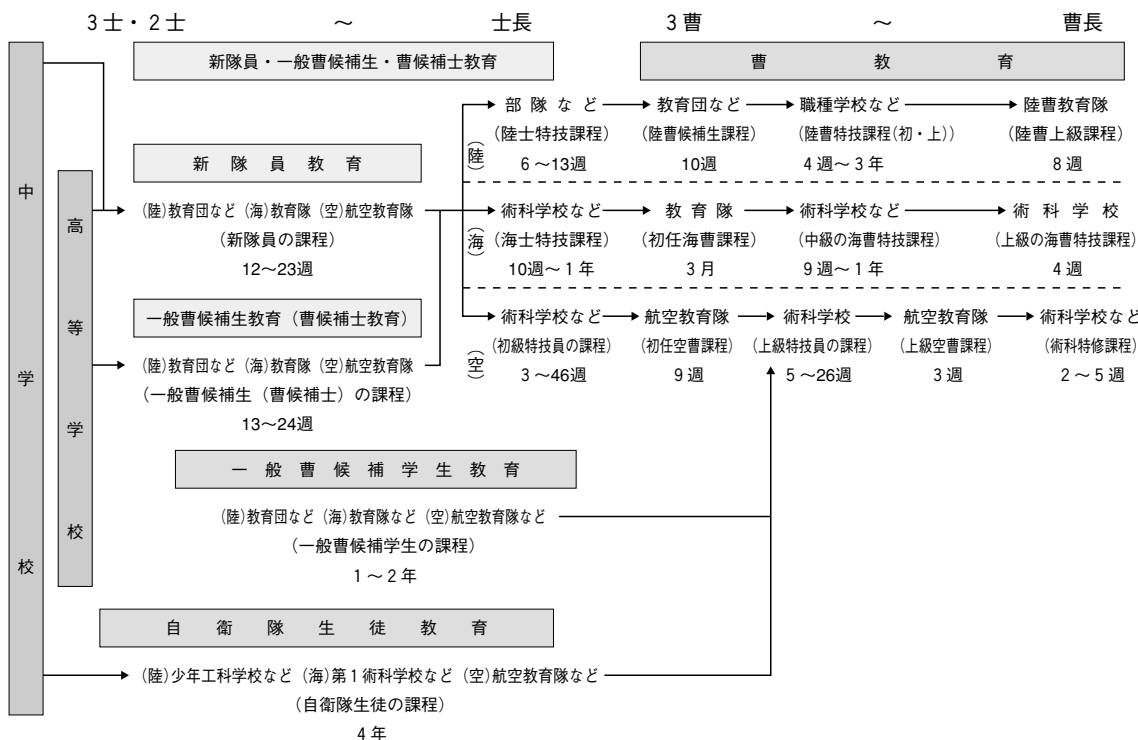
	即応予備自衛官	予備自衛官	予備自衛官補
基本構想	○防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令などを受けて自衛官となって、あらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務	○防衛招集命令、災害招集命令を受けて自衛官となって勤務	○教育訓練修了後、予備自衛官として任用
採用対象	○元自衛官、元予備自衛官	○元自衛官、元予備自衛官、元即応予備自衛官	(一般・技能共通) ○自衛官未経験者(自衛官勤務1年未満の者を含む。)
採用年齢	○士：18歳以上32歳未満 ○幹・准・曹：定年年齢に3年を減じた年齢未満	○士：18歳以上37歳未満 ○幹・准・曹：定年年齢に2年を加えた年齢未満	○一般は、18歳以上34歳未満、技能は、18歳以上で保有する技能に応じ53歳から55歳未満
採用など	○志願に基づき選考により採用	○志願に基づき選考により採用 ○教育訓練を修了した予備自衛官補は予備自衛官に任用	○一般：志願に基づき試験により採用 ○技能：志願に基づき選考により採用
階級の指定	○元自衛官：退職時階級が原則 ○元予備自衛官：退職時指定階級が原則	○元自衛官：退職時の階級が原則 ○元予備自衛官：退職時の階級 ○即応予備自衛官：現に指定されている階級 ○予備自衛官補 ・一般：2士 ・技能：技能に応じ指定	○階級は指定しない
任用期間	○3年／1任期	○3年／1任期	○一般：3年以内 ○技能：2年以内
(教育) 訓練	○30日／年	○法律では20日／年以内。ただし、5日／年で運用	○一般：50日／3年以内(新隊員教育課程(前期)に相当) ○技能：10日／2年以内(専門技能を活用し、自衛官として勤務するための教育)
昇進	○勤務期間(出頭日数)を満了した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	○勤務期間(出頭日数)を満了した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	○指定階級がないことから昇進はない
処遇など	○訓練招集手当：10,400～14,200円／日 ○即応予備自衛官手当：16,000円／月 ○勤続報奨金：120,000円／1任期 ○雇用企業給付金：42,500円／月	○訓練招集手当：8,100円／日 ○予備自衛官手当：4,000円／月	○教育訓練招集手当：7,900円／日 ○防衛招集等応招義務は課さないことから、予備自衛官手当に相当する手当は支給しない
応招義務等	○防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集	○防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集	○教育訓練招集

資料65 自衛官の教育体系の概要

1 幹部自衛官及び幹部候補生



2 曹士自衛官



資料66 留学生受入実績（平成20年度）

（単位：人）

機関名	国名 米 国	タ イ	韓 国	仏	インド ネシア	中国	シンガ ポール	ベト ナム	カンボ ジア	インド	パキス タン	モン ゴル	マレー シア	小 計
防 衛 研 究 所	2	1		1						1				5
防 衛 大 学 校	5	7	6	6	3			4	2			3	1	37
陸 上 自 衛 隊 （幹部学校等）	1	1	5				1			1	4			13
海 上 自 衛 隊 （幹部学校等）	1	1	2							1				5
航 空 自 衛 隊 （幹部学校等）	1	4	4								1			10
統 合 幕 僚 学 校		1	2								1			4
合 計	10	15	19	7	3	0	1	4	2	3	6	3	1	74

資料67 主要演習実績（平成20年度）

	演習名	期間	場所	参加部隊等		備考
				防衛省・自衛隊	部外関係機関等	
統 合	自衛隊統合演習 （実動演習）	20.11.10 ～11.17	我が国の港湾、 飛行場、演習場 等及び周辺海・空域	統幕、陸・海・空幕、東部方面隊、 西部方面隊、自衛艦隊、航空総隊、 航空支援集団、航空教育集団等 約11,000名 艦 艇 1 隻 航空機 約200機		武力攻撃事態等各種の 事態に際しての自衛隊の 運用について訓練し、 自衛隊の統合運用能力 の維持・向上を図る。
	日米共同統合演習 （指揮所演習）	21.1.15 ～1.27	市ヶ谷駐屯地、 在日米軍横田基 地、その他参加 部隊の所在地等	統幕、情報本部、陸・海・空幕、 各方面隊、中央即応集団、通信団、 補給統制本部、自衛艦隊、各地方 隊、システム通信隊群、海上自衛 隊補給本部、航空総隊、航空支援 集団、航空システム通信隊、航空 自衛隊補給本部、自衛隊指揮通信 システム隊等 約3,200名	在日米軍司令部、 在日米陸軍、在日 米海軍、在日米空 軍、在日米海兵隊 等 約500名	我が国防衛のための日 米共同対処及び周辺事 態等各種の事態に際し ての自衛隊の対応と日 米協力について検証・ 訓練し、共同統合運用 能力の維持・向上を図 る。
	自衛隊統合防災演習 （実動演習）	20.8.29 ～9.1	演習参加部隊等 の所在地、大阪 府内各訓練場及 び同周辺海・空 域等	統幕、情報本部、陸・海・空幕、 自衛隊指揮通信システム隊、各方 面隊、中央即応集団、通信団、警 務隊、施設学校、補給統制本部、 自衛艦隊、呉地方隊、教育航空集 団、システム通信隊群、航空総隊、 航空支援集団、航空教育集団、航 空開発実験集団、航空システム通 信隊、航空機動衛生隊、航空自衛 隊補給本部、自衛隊岐阜病院 人 員 約1,600名 車 両 約410両 艦 艇 2 隻 航空機 約30機	内閣府、消防庁、 警察庁、海上保安 庁、大阪府等	東南海・南海地震発生 時における自衛隊の統 合運用による対処要領 を関係機関と共同して 実践的に訓練し、統合 防災対処能力の維持・ 向上を図るとともに、 自衛隊東南海・南海地 震対処計画の検証に資 する。
	自衛隊統合防災演習 （指揮所演習）	20.9.24 ～9.26	市ヶ谷駐屯地、 演習参加部隊等 の所在地、香川 県庁等	統幕、情報本部、内部部局、陸・ 海・空幕、各方面隊、中央即応集 団、補給統制本部、通信団、警務 隊、航空学校、衛生学校、中央輸 送業務隊、自衛艦隊、横須賀地方 隊、呉地方隊、システム通信隊群、 第2術科学校、海上自衛隊補給本 部、航空総隊、航空支援集団、航 空教育集団、航空システム通信隊、 航空機動衛生隊、航空自衛隊補給 本部、自衛隊指揮通信システム隊、 地方防衛局	海上保安庁、大阪 府、京都府、静岡 県、愛知県、岐阜 県、滋賀県、兵庫 県、奈良県、愛媛 県、香川県、三重 県、和歌山県、徳 島県、高知県、宮 崎県、大分県	東南海・南海地震発生 時における自衛隊の統 合運用による指揮所活 動を訓練し、統合防災 対処能力の維持・向上 を図るとともに、自衛 隊東南海・南海地震対 処計画の検証に資する。

演習名			期間	場所	参加部隊等		備考
					防衛省・自衛隊	部外関係機関等	
統 合	国際平和協力演習		20.7.22 ～7.25	市ヶ谷駐屯地及び演習参加主要部隊等所在地	統幕、情報本部、内部部局、陸・海・空幕、北部方面隊、中央即応集団、中央輸送業務隊、補給統制本部、自衛艦隊、海上自衛隊補給本部、航空支援集団、航空自衛隊補給本部		基本計画に基づく自衛隊の国際緊急援助活動について、幕僚監部等及び主要部隊における幕僚活動、各組織間の連携等を訓練し、自衛隊の統合運用能力の向上を図るとともに、基本計画見直しの資とする。
	陸上自衛隊	協同転地演習	北方転地		20.6.20 ～8.11	中部方面区～北部方面区（矢臼別演習場）	第3師団基幹 人 員 約3,100名 車 両 約1,000両
南方転地			第1次	20.8.25 ～9.6	東北方面区～東部方面区（東富士演習場等）	第9師団 第39普通科連隊基幹 人 員 約700名 車 両 約110両	
			第2次	20.9.4 ～9.16	東北方面区～東部方面区（東富士演習場等）	第9師団 第5普通科連隊基幹 人 員 約700名 車 両 約110両	
			第3次	20.11.3 ～11.18	北部方面区～東部方面区（東富士演習場等）	第2師団 第26普通科連隊基幹 人 員 約400名 車 両 約100両	
海上自衛隊		海上自衛隊演習	図上演習	20.9.8 ～9.12	海上自衛隊幹部学校及びその他参加部隊所在地	自衛隊の各司令部、各地方総監部、補給本部等の人員約550名	武力攻撃事態以降の一連の指揮・幕僚活動を訓練
	海上自衛隊演習	図上演習	20.9.12 ～9.19	海上自衛隊幹部学校及びその他参加部隊所在地	海上幕僚幹部、自衛艦隊、各地方隊及び補給本部	上級指揮官の情勢判断及び部隊運用等	
	海上自衛隊演習	実働演習	20.11.1 ～11.19	我が国及び九州周辺から南西諸島周辺に至る海域	自衛艦隊、各地方隊等 艦艇約25隻、航空機約50隻、第7艦隊艦艇約20隻	各級指揮官の情勢判断及び部隊運用等の訓練	
	海上自衛隊演習	実働演習	20.11.13 ～11.19	我が国及び九州周辺から南西諸島周辺に至る海域	海自艦艇約25隻、航空機約50機、米艦艇約20隻	各級指揮官の情勢判断及び部隊運用等	
航空自衛隊	航空総隊統合訓練	指揮所訓練	20.9.16 ～9.19	航空総隊司令部（府中）等	航空総隊等	武力攻撃予測事態から武力攻撃事態に至る間の一連の指揮・幕僚活動の訓練	

資料68 各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの実績（平成20年度）

	訓練名	期間	場所	派遣部隊
陸上自衛隊	ホーク・中SAM部隊実射訓練	20.9.1～11.27	米国ニューメキシコ州マクレガー射場	17個高射中隊
	地対艦ミサイル部隊実射訓練	20.9.21～11.17	米国カリフォルニア州ボンポイントマグー射場	6個地対艦ミサイル連隊、特科教導隊
海上自衛隊	護衛艦等の米国派遣訓練	20.5.9～8.21	ハワイ周辺の中部太平洋 米国西岸周辺海域	護衛艦 4 隻
	固定翼哨戒機の米国派遣訓練	20.6.29～8.6	ハワイ周辺海域	P-3C 5 機
	敷設艦「むろと」のグアム方面派遣訓練	20.9.19～11.13	米国ニューメキシコ州マクレガー射場、ホワイタンズ射場	敷設艦 1 隻
	潜水艦の米国派遣訓練	20.8.6～11.12	ハワイ及びグアム周辺海域	潜水艦 1 隻
航空自衛隊	高射部隊等年次射撃	20.9.15～20.11.29	米国ニューメキシコ州マクレガー射場	12個高射隊、高射教導隊、8個基地防空隊
	戦術空輸訓練	21.1.25～21.2.13	米国セントジョセフ（ローゼクランス空軍基地）及びアリゾナ州シエラ・ビスタ（リビー陸軍飛行場）並びに周辺空域	第1輸送航空隊

資料69 調達方法別の装備品などの調達額の推移

（単位：億円）

年度	区分	国内調達額 (A)	輸 入			合 計 (E=A+D)	国内調達額 の比率(%) (A/E)
			一般輸入額 (B)	有償援助額 (C)	小 計 (D=B+C)		
平 6 (94)		17,349	1,195	1,056	2,251	19,600	88.5
7 (95)		18,131	914	598	1,512	19,642	92.3
8 (96)		18,725	938	541	1,478	20,204	92.7
9 (97)		18,479	1,173	376	1,548	20,027	92.3
10 (98)		17,344	1,127	348	1,474	18,818	92.2
11 (99)		17,704	1,185	390	1,575	19,280	91.8
12 (00)		17,685	1,249	439	1,687	19,372	91.3
13 (01)		17,971	1,156	489	1,646	19,617	91.6
14 (02)		17,218	1,326	1,101	2,427	19,645	87.6
15 (03)		17,598	1,292	1,006	2,298	19,896	88.4
16 (04)		18,233	1,334	979	2,313	20,546	88.7
17 (05)		18,917	1,525	937	2,462	21,379	88.5
18 (06)		18,818	1,158	1,047	2,205	21,022	89.1
19 (07)		18,649	1,327	856	2,183	20,831	89.5

- (注) 1 「国内調達額」、「一般輸入額」及び「有償援助額」は、それぞれ「装備品など調達契約額調査」の当該年度結果による。
2 有償援助額とは、日米相互防衛援助協定に基づき、米国政府から調達した装備品などの金額である。
3 数値は、四捨五入によっているので、計と符合しないことがある。

資料70 市民生活の中での活動

項 目	活動の細部と実績
不発弾などの処理 (注1)	○陸自が地方公共団体などの要請を受けて実施 ○昨年度の処理実績：件数1,310件（平均すれば週約25件）、量にして約36.1トン。特に、沖縄県での処理量は、約23.2トン（全国の処理量の約64.3%）（なお、発見された不発弾等が化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認など可能な範囲で協力）
機雷等の除去 (注2)	○海自が、第二次世界大戦中に敷設された機雷のため設定された危険海域 ^{きうかい} の掃海を実施 ○危険海域にあった機雷の掃海はおおむね終了。現在、地方公共団体などの通報を受けて爆発性の危険物の除去や処理を実施 ○昨年度の処理実績：701個、7.8トン（なお、発見された不発弾等が化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認など可能な範囲で協力）
医療面での活動 (注3)	○防衛医科大学校（埼玉県所沢市）および一部の自衛隊病院（全国16か所のうち、自衛隊中央病院（東京都世田谷区）など5か所）では一般市民の診療を実施 ○防衛医科大学校では、第3次救急医療施設である救命救急センター（重傷や重体、危篤疾病者の医療を行う施設）を運営 ○自衛隊の主要部隊が保有する衛生部隊は、地方公共団体などからの要請があれば、災害発生時の救急医療、防疫などに努める。 ○陸自開発実験団部隊医学実験隊（東京都世田谷区）、海自潜水医学実験隊（神奈川県横須賀市）、空自航空医学実験隊（東京都立川市および埼玉県狭山市）が、それぞれ野外衛生、潜水医学、航空医学などの研究を実施 ○防衛医科大学校防衛医学研究センター（埼玉県所沢市）では、救命・救急医学に関する研究などを実施
運動競技会に対する協力（注4）	○関係機関から依頼を受け、国内でのオリンピック競技大会、アジア競技大会、および国民体育大会の運営について、式典、通信、輸送、音楽演奏、医療・救急などの面で協力 ○マラソン大会、駅伝大会などに際し、輸送・通信支援などを実施
地元との交流	○全国の駐屯地や基地の多くは、地元からの要請により、グラウンド、体育館、プールなどの施設を開放 ○多くの隊員が、市民や地方公共団体などが主催するさまざまな行事に参加したり、個人的にスポーツ競技の審判や指導員を引き受けるなど、地元の人々と交流

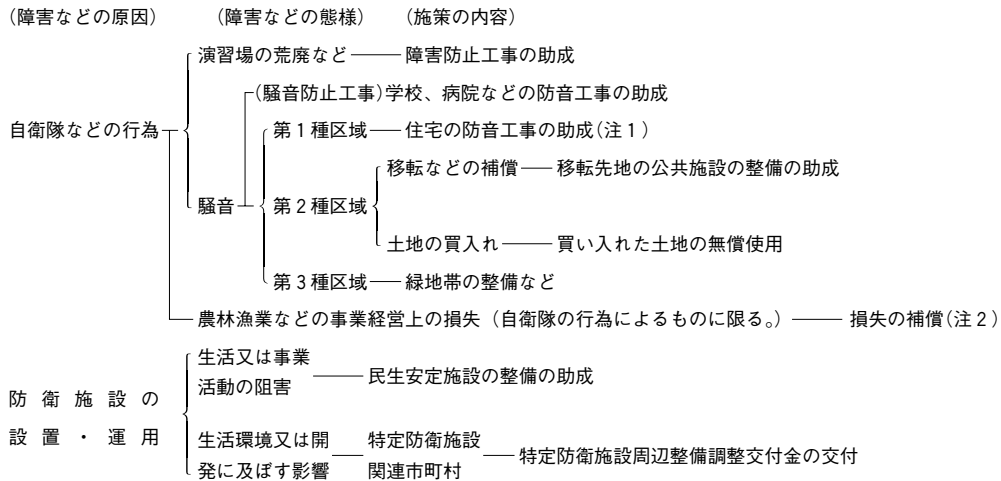
- (注) 1 自衛隊法附則
2 自衛隊法84条の2
3 自衛隊法27条、防衛省設置法4条10号など
4 自衛隊法100条の3など

資料71 社会に貢献する活動

項 目	活動の細部と実績
教育訓練の受託 (注1)	○部外からの依頼に基づき、自衛隊員以外の者に対する教育訓練を実施 ○警察、海上保安庁や消防職員に対するレンジャーの基礎的な訓練、水中における捜索や救助法、化学災害などへの対処要領の教育、警察や海上保安庁の職員に対する航空機の操縦訓練、また、防衛研究所や防衛大学校研究科における民間企業や他省庁などの職員の教育を受託
輸送業務 (注2)	○関係省庁などからの依頼に基づき、陸・海・空自衛隊のヘリコプターや政府専用機などにより、国賓 ^{こくひん} や内閣総理大臣などを輸送 ○天皇・皇族の外国ご訪問の際に使用されるほか、内閣総理大臣が国際会議に出席する際などにも使われる政府専用機の運行（なお、05（平成17）年7月に自衛隊法施行令が一部改正され、重要な公務の遂行のために特に必要であると認められる場合には、自衛隊機により国務大臣を輸送）
国家的行事での礼式など（注3）	○国家的行事などにおける天皇・皇族、国賓などに対する儀 ^ぎ じょう（注4）、と列 ^{れつ} （注5）、礼砲（注6）などの礼式 ○諸外国からの国賓に対する歓迎式典などにおける儀 ^ぎ じょうや礼砲
南極地域観測への協力（注7）	○65（昭和40）年の第7次観測から、砕氷艦の運用などの協力をを行い、平成19年度に50周年を迎えたわが国の南極地域観測事業に大きく貢献 ○平成19年11月から平成20年4月までの第49次観測支援では、砕氷艦「しらせ」が、観測隊員および物資約870トンの輸送、観測隊が計画する海洋観測、定常観測、研究観測について艦上観測支援などを実施（砕氷艦「しらせ」は就役から25年が経過し、各所に老朽化が見られることから、平成20年の航海を最後に退役した。05（平成17）年度に後継艦の建造に着手しており、09（平成21）年度に就役予定）
その他の協力	○気象庁の要請による航空機での火山観測や北海道沿岸地域の海水観測など各種の観測支援 ○放射能対策連絡会議の要請による高空の浮遊塵 ^{ふゆうじん} の収集や放射能分析、国土地理院の要請による地図作製のための航空測量などの支援 ○国や地方公共団体などの委託を受けた土木工事など（訓練の目的に適合する場合のみ）（注8） ○その他、海水観測、硫黄島への民航チャーター機運航に対する支援や音楽隊派遣などを実施

- (注) 1 自衛隊法100条の2
2 自衛隊法100条の5など
3 自衛隊法6条、自衛隊施行規則13条など
4 儀^ぎじょう：国としての敬意を表するため、儀^ぎじょう隊が銃を持って敬礼などを行うこと
5 と列^{れつ}：路上に整列し、敬礼を行うこと
6 礼砲：敬意を表するために大砲などで空包を撃つこと
7 自衛隊法100条の4
8 自衛隊法100条

資料72 防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要



(注1) 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域

飛行場などの周辺で航空機の騒音に起因する障害の度合に応じて次のように定める。

第1種区域：75WECPNL以上の区域

第2種区域：第1種区域内で、90WECPNL以上の区域

第3種区域：第2種区域内で、95WECPNL以上の区域

2 WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level、加重等価継続感覚騒音レベル)

特に夜間の騒音を重視して、音響の強度のほかにその頻度、継続時間などの諸要素を加味して、人の生活に与える影響を評価する航空機騒音の単位である。

(注2) 在日米軍などの行為によるものについては、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」(1953年制定)により損失の補償を行っている。

資料73 防衛施設と周辺地域との調和を図るための新たな施策

新たな施策	事業内容
施設周辺整備統合事業	防衛施設の設置・運用による障害が特に著しい特定地域において、地方公共団体が行う計画的な生活環境などの整備事業に対し、複数の事業を一括して採択し、地方公共団体が裁量的に施行できる事業を実施
太陽光発電システムの設置助成	住宅防音工事で設置した空調機器(エアコンなど)の電気料金の負担を軽減するため、住宅防音工事の一環として太陽光発電システムの設置助成を実施することについての検討を行うモニタリング事業を実施
住宅の外郭防音工事の促進	居室単位で実施していた住宅防音工事について、住民の生活利便性の向上などを図るため、住宅全体を対象とする外郭防音工事を促進
まちづくり支援事業	防衛施設が与える障害を極小化するのみならず、地域社会の発展に積極的に貢献するため、地方公共団体が進める周辺財産(飛行場周辺)などを活用した「まちづくり」構想策定および当該事業に対する助成事業を実施
既存公共施設の改修事業	コミュニティ供用施設、公民館などが経年による老朽化や高齢化の進展により地域住民の需要などに対応できていない場合に、バリアフリー化や施設の安全性の向上のための改修工事の助成
飛行場の周辺財産の積極的な利活用	緑地帯などとして整備・管理してきた周辺財産について、積極的な利活用を促進するため、国がベンチ、休憩所などを整備し、地方公共団体に使用を許可、また、市民農園などとして地方公共団体に使用を許可

調査の概要 調査時期：平成21年1月15日～1月25日

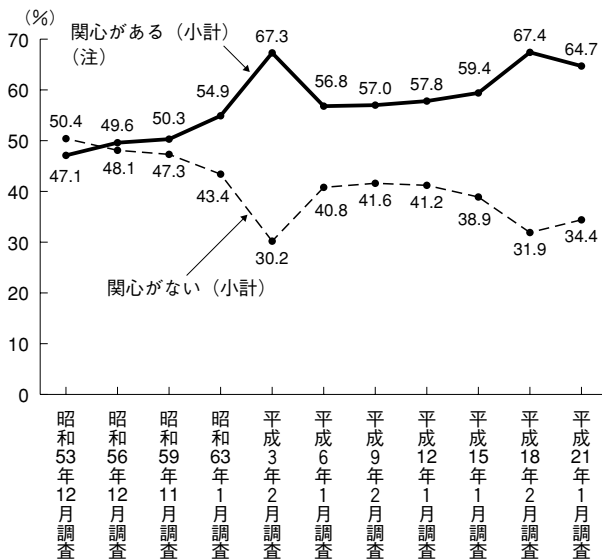
調査対象：全国20歳以上の者3,000人

有効回収数（率）：1,781人（59.4%）

調査方法：調査員による個別面接聴取

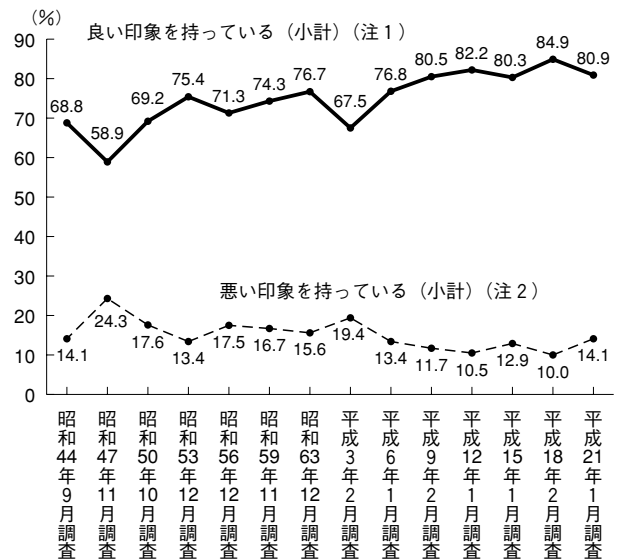
詳細については、<<http://www8.cao.go.jp/survey/h20/h20-bouei/index.html>>参照

1 自衛隊や防衛問題に対する関心



（注）昭和59年11月調査までは、「非常に関心がある」と「少し関心がある」の合計となっている。

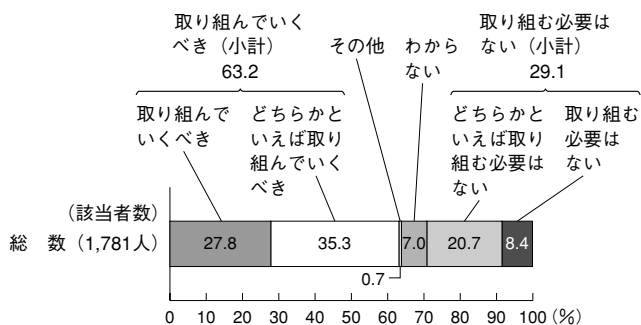
2 自衛隊に対する印象



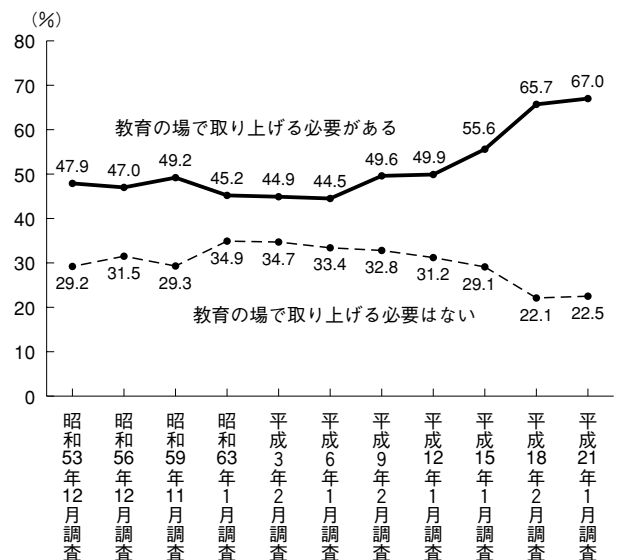
（注1）平成18年2月調査までは、「良い印象を持っている」と「悪い印象は持っていない」の合計となっている。

（注2）平成18年2月調査までは、「良い印象は持っていない」と「悪い印象を持っている」の合計となっている。

3 海賊対処への取り組み



4 国を守るという気持ちの教育の必要性



調査の概要 調査時期：平成21年1月22日～2月1日

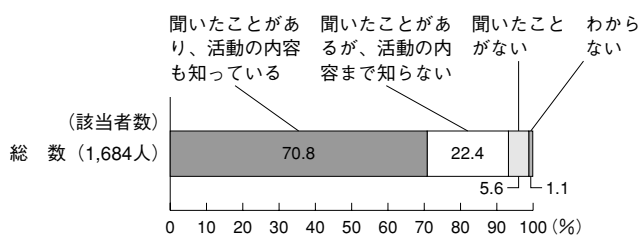
調査対象：全国20歳以上の者3,000人

有効回収数（率）：1,684人（56.1%）

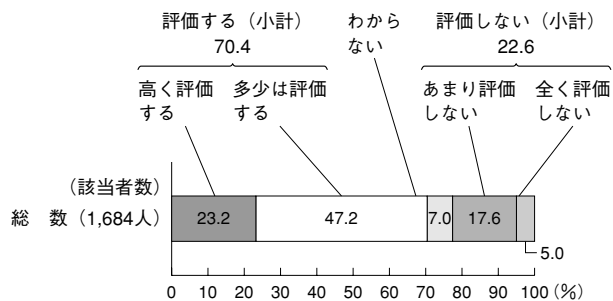
調査方法：調査員による個別面接聴取

詳細については、<<http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h20/h20-hokyu.pdf>>参照

1 補給支援活動の認知度



2 補給支援活動についての評価



資料75 防衛省における情報公開の実績（平成20年度）

	防衛省	防衛施設庁・各地方防衛(支)局
1 開示請求受付件数	1,547	191
2 開示決定等件数	1,688	198
開示決定件数	813	73
部分開示決定件数	632	109
不開示決定件数	243	16
3 不服申立て件数	196	0
4 訴訟件数	0	0